

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

弊社では輸送の安全を確保する為に下記のとおり安全に関する基本方針を定め、全社一丸となり取り組みます。

1. 輸送の安全に関する基本方針

(1) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たして参ります。また、輸送の安全に関する声に真しに耳を傾け現場の状況を十分に踏まえ企業理念の浸透を図り全社員に徹底して参ります。

(2) 輸送の安全に関し、P D C A 理念 (Plan.Do.Check.Act) に基づき確実に実施するべく安全対策を常に見直し全社一丸となり業務を遂行する事による安全性の向上に努めて参ります。

また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表致します。

2. 企業理念

(1) 安全を最優先とし、安全快適な輸送と接客サービスの向上でお客様を大切にします。

3. 安全方針

(1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命である事を認識し、社長及び役員と全社員が最善の努力を尽くします。

(2) 輸送の安全に関する法令及び規定を遵守し職務を遂行します。

(3) 安全管理体制を適切に維持する為、再確認を励行します。

4. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 教育計画

①運行管理者及び補助者については、現場の意見を取り入れた教育を年1回行います。

②乗務員教育については、年間計画を策定し全乗務員を対象に行います。

③全乗務員に適性診断を受診させ、受診後診断結果に基づき指導いたします。

④入社 1 年以内の運転士と事故惹起者については、ヒヤリハット情報と事故事例を基に、職業運転士としての意識を再認識させ安全運転に対する再教育を実施します。

(2) 事故防止対策

①社長以下管理者にて毎月 1 回事故防止対策会議を開催し、事故原因の究明、再発防止に取り組んで参ります。

②毎年、運転記録証明書の提出を義務付け、勤務外においても法令違反の抑止及び安全意識の向上に努めます。

5. 輸送の安全に関する目標

令和 2 年度目標

① 重大事故 有責事故 0 件

② 物損事故 交通違反 0 件

平成 31 年度状況

① 重大事故 有責事故 0 件

② 物損事故 交通違反 0 件

6. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故

なし

7. 行政処分

平成 31 年 3 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日まで行政処分無し

令和 2 年 3 月 1 日
株式会社 エーアイエム
代表取締役 有吉 眞

平成 31 年度安全目標の達成状況

1 重大事故 有責事故（自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故）

・事故は発生なし

引き続き事故を起こさないよう日々努力する

2 物損事故

・事故は発生なし

引き続き事故を起こさないよう日々努力する

令和 2 年 安全指導教育年間計画

	令和 2 年												令和 3 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
事業用自動車を運転する場合の心構え		○		○		○									
事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
事業用自動車の構造上の特性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
事故防止について									○			○			
乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項・シートベルトの着用の徹底	○					○					○				
旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項			○				○					○			

サービス向上について								○								
年未年始輸送安全総点検について															○	
安全知識向上を図る講習会への参加（救命講習会参加その他外部機関）	○															○
安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法																
ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転															○	○
ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有														○		○